

平成 18 年度第 1 回常務理事会議事録

日 時：平成 18 年 5 月 12 日（金）15：10～17：45

会 場：事務局 会議室

出席者：

理事長：武谷 雄二

理 事：石塚 文平、稲葉 憲之、宇田川康博、岡井 崇、岡村 州博、嘉村 敏治、田中 俊誠、
星 和彦、丸尾 猛、吉川 裕之、吉村 泰典、和氣 徳夫

監 事：佐藤 章

幹事長：矢野 哲

幹 事：内田 聡子、小田 瑞恵、小原 範之、北澤 正文、久具 宏司、小林 陽一、古山 将康、
澤 倫太郎、清水 幸子、下平 和久、高倉 聡、角田 肇、長谷川清志、早川 智、
阪埜 浩司、平田 修司、堀 大蔵、村上 節、由良 茂夫

総会副議長：足高 善彦、松岡幸一郎

陪 席：海野 信也

事務局：荒木 信一、桜田 佳久

資 料

第 1 回常務理事会業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容

庶務 1：県立大野病院事件に関する考え方（案）

庶務 2：島根県知事プロフィール

庶務 3：5 月 1 日付読売新聞記事「助産師 6700 人不足、産科施設 75%定員割れ」

庶務 4：京葉コンピューターサービス㈱ 見積書

庶務 5：5 月 9 日付日経新聞記事「不妊治療の助成上限 年 20 万円に倍増」

庶務 6：日本医師会「母体保護法等に関する検討委員会（仮称）委員の推薦方依頼について」

庶務 7：公明党福島衆議院議員「医療安全等検討小委員会のご出席のお願い」

庶務 8：第 17 回「健やか親子 21 推進協議会・課題 2」の幹事会開催のお知らせ

社保 1：hMG 製剤に関する調査のお願い及び調査用紙

専門医制度 1：4 月 27 日付中日新聞記事「相次ぐ診療機能低下 深刻化地方の勤務医不足」

倫理 1：セントマザー産婦人科医院・名古屋市立大学よりの着床前診断審査小委員会委員（案）

倫理 2：5 月 8 日付毎日新聞記事「事実婚カップル体外受精を容認」

学会のあり方 1：都道府県知事に対して「自治医科大学卒業医における産婦人科専攻者及びそれを志望する医師の研修に関するお願い」を行う件

学会のあり方 2：会員専用ホームページに公立病院・公的病院の産婦人科医師公募情報を掲載すること（JSOG-JOBNET 事業）についての起案書

学会のあり方 3：産婦人科医療体制に関わる各社記事

広報 1：地方部会別パスワード登録率

その他 1：平成 18 年度役員・幹事・委員会委員名簿

番号なし：島根県知事「医師の確保に関する要望について」

番号なし：5 月 1 日付ワシントンポスト紙「Labor Pains Are Heavier in Japan」（日本における産科医不足に関する記事）

15：10、理事長、常務理事の総数 9 名のうち 8 名が出席（落合常務理事欠席）し、武谷理事長が開会を宣言した。武谷理事長が議長となり、議事録署名人として、理事長及び会計・学術担当常務理事の計 3 名を選任し、これを承認した。

冒頭武谷理事長より「本日島根県澄田知事が本常務理事会の席上で同県における産婦人科医不足の窮

状を訴える予定であるが、その際新聞記者の方も入って頂いて宜しいか」と諮られ、異議なく承認した。

I. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務（落合和徳理事欠席につき矢野幹事長）

〔I. 本会関係〕

(1) 会員の動向

特になし

(2) 大谷裁判について

5月18日の口頭弁論に先立ち、4月26日に事前打合せ会を開催し、原告の平成18年3月31日付準備書面に対する反論、原告らの人証申請に対する意見書、被告（個人）の陳述書の内容について検討した。

(3) 県立大野病院事件関連/本会・医会「考え方（案）」について [資料：庶務1]

矢野幹事長より「医会の意見を踏まえ、タイトルを『見解』から『考え方』に変更した」との説明があり、「考え方（案）」を朗読した。

武谷理事長「既に『お知らせ』と『声明』を出しているが、『声明』については起訴当日に発表したため、起訴状を充分検討出来る段階ではなく、抗議の姿勢を示したものの具体的に起訴状の内容に踏み込んだコメントはしていない。実際事件の全貌・真相が不明であったので、軽率な指摘をして言質を取られることを回避する必要があった。そのうちマスコミが問題点を指摘し、世論も盛り上がってきた。また、各学会等も支援したいとの動きが出てきた。東京都医師会は医師法21条に触れて抗議文を出している。各団体が支援するに際し、本会の見解に注目している。医会坂元会長とも相談したが、医会の総括的な意見として、①タイトルを『考え方』とする。『考え方』であれば多少柔軟に対応出来るとの政治的判断である、②産科出血は非常に怖いものであり、たちまち大量に出血するとの文言を入れる、③医師法21条を入れる、の3点である。医師法21条に関しては医会等がしっかりと見解を作成してから出してもよいと思っていたが、その辺りを盛り込めば医会は相乗りできるということである。『考え方』を提案するに至った背景と修正、加筆した点をご理解いただけたと思う」

岡村理事「今の理事長の説明で考え方に対する姿勢が理解できたが、1つの文章が長いのでうちよと練れないものか考えた方が宜しいのではないか」

稲葉理事「本会は3月16日に記者会見を行い、概ねこの『考え方』に沿って解説済みである。一歩立ち止まったかなとの感じがする」

武谷理事長「本会としては『見解』であったが、医会からももう少しソフトにした方がよいということで、『考え方』になった。両会が大同団結した方が得策と判断した」

稲葉理事「記者会見の前に坂元会長とも打合せしたが、もう少し積極的であったと思う」

岡井理事「具体的な話を出しているので、『考え方』の『方』をとり『考え』としたらどうか」

武谷理事長「これを出すことを承認して頂いた後、文章を手直ししたいと考えている」

松岡副議長「平岩先生の話では起訴状あるいは相手の証拠開示があって争点がはっきりするまでは具体的な内容に踏み込んだものは控えるとのことであった。起訴され証拠開示がなされれば可能な方法で動いた方が宜しい」

武谷理事長「戦略上柔軟に対応できるようにした方が宜しいと思う」

吉川理事「ネット上で若い人がこの事件に関し学術的なことを議論している。一方でこの文章は学術的というよりも漠然とした感じがする。若い人は醒めた目でこの事件を見ている面があり、医療のレベルとして反省すべき点がないのかを議論している状況があるので、かなり学術的にやって頂きたい」

ここで島根県澄田知事が来所されたため、議論を一旦中断し、退席後再開した。

武谷理事長「この『考え』を出して宜しいとの大筋での理解がないと議論を進める意味がないと思うが如何か」

佐藤監事「『考え』を読んで貰いたい対象は、会員というよりも寧ろ裁判官を含め一般の方や関連学会であるので、余り細かいことを書いても理解出来なければ効果がない。会員には不満かもしれないが、今後裁判の情報を開示すればよいのであって、本職はこれでよいと思う。難しければ誰も読まない」

和氣理事「本会と医会の連名で出すことが原則であり、『考え』を出して欲しい。医療行為における業務上過失致死は馴染まない罪名である。今後の問題として、警察には説明責任があるので、どうい

事例が業務上過失致死罪あるいは傷害罪になるのか説明を求める権利はあると思う」

武谷理事長「この骨子は産婦人科以外の諸団体あるいは世論に対し、これは手術という治療手段において明らかな過失が無い場合の不幸な出来事であることを伝えることにある。専門的なことをこれ以上に盛り込むことは難しいと判断した。『考え』は本会のホームページに掲載し、関連団体にもこれを出したことを報告したい」

岡村理事「最後の段落の異状死の問題に関して、これは今後議論を深めていく必要があるというのは当然として、文章を読むとこの件に関しては届出義務違反も仕方がないという感じにとれる。法律自体に疑問があるとの一言を入れなくてよいのか、この文章は非常に曖昧と思う」

武谷理事長「異状死に関してはモデル事業等で諸学会が既にコミットしており、これを前提とした規約等を作っているのだから、異状死の届出そのものがけしからん規則だというのは難しいところである。業務上過失致死が無罪ということになれば、当然に届出違反はなかったことになり、両者は連結している。一にも二にも業務上過失致死の帰趨如何による。異状死まで議論を上げるとこの裁判の論点が少しぼやけてしまうということもある。但し最近の裁判では予め論点整理をして途中で論点を変えることが出来ないようにしている。本件は論点整理で異状死は扱わないということになると思うがその辺は如何か」

澤幹事「今回に関しては異状死ではないとの判断で宜しいと思う」

佐藤監事「業務上過失致死は無罪だが、一番警察が掘りどころにしている 21 条で有罪となるのではないかと岡村先生は心配されている。この点について弁護団としては如何か」

澤幹事「弁護団としては 21 条に関しても争っていくつもりである。これは自然死というか病名は明らかになっている」

佐藤監事「弁護団は業務上過失致死が無罪となれば 21 条についても無罪となると考えているのか」

澤幹事「そうなるであろうと弁護団は考えている」

嘉村理事「過失致死罪が成り立てば、医師法 21 条違反も成り立つのか、あるいは過失致死罪が成り立たなくても 21 条違反に問われるのかは上級審までいって判断が出るだろう。各学会もその判断がどう出るのかを見ていると思われる」

佐藤監事「そうであれば岡村先生の言われるようにこの文章はそのように採られる懸念がある」

松岡副議長「業務上過失致死と 21 条は別個の問題と思う」

澤幹事「自民党の先生方にもお会いしたが、21 条は改正しないといけないというのが結論で研究会を作ることとなった。外科系の関連学会は医師の裁量に関わる医療行為を警察が何故決めるのかを危惧している。他学会は声明等の準備を進めているが、まずは本会が何か云わないと出しようが無いとの状況である。21 条に関して敢えてここで触れなくてもよいと思う」

武谷理事長「本会案では当初なかったが、医会坂元会長より 21 条を載せないと医会全体の賛同は得られ難いかもしれないとの話があり、擦り合わせに時間を要するよりは、主張が変わる訳でもないので、入れておいた方が宜しいと考えた」

松岡副議長「日医の常任理事である木下先生が意欲的に 21 条等の問題に取り組むとのことであり、その意向を踏まえたものと考えられる」

武谷理事長「広い輪をつくるために色々なことをオムニバスのように盛り込まれたということであるので、全体として起承転結の軸がずれることは否めないと思う」

吉川理事「入れておいて宜しいかと思う。実際現場が混乱しており、例えば届けるかどうかを判断するシステムがあるのに、前もって警察に届けるとそのシステムは使えない。しかも昼間しか使えず、夜間は届けたらすぐに警察に行くとの状況がある。本会として凄く分かり難い状況にあることを主張していることが伝わるので、それで充分である。現場で異状死として届けると医療ミスを認めることになる」

武谷理事長「本会でルールを定めていないのに、これはけしからんとかこれはセーフとかは云えない。医会も同様である。従ってこのような表現にせざるを得ない」

岡井理事「この事件に対する本会の『考え』に、医療行為に過失があるかないかの認定を示すことは難しい。過失かどうかは別として、助けるために力が及ばなかった事例を刑事事件にするのは間違いである。その本質をもっと出した方が裁判に有利に働くのではないかと思う。一番気になるのは、『その正当性よりもその結果の重大性に基づいて刑事責任が問われることになるのであれば』は、この医療行為を正当化する形になる。最善ではない医療行為は行われていて、何らかの結果に陥ることがある。しかしそれが過失かどうかの判定はなかなか出来ないことであって、助けるということまで力が及ばなかったという事例である。それに対して責任を問うのか、それが正しいやり方なのかという主張の方が学会あるいは医会が声明を出す場合よかろうと思う。結果的にも裁判の成り行きに対して影響が強いのではないか」

武谷理事長「通常の外科手技を用いた場合に 100 点もあれば 70 点もある。明らかなミスは論外として、論外でないものに刑事事件の罪状をつけるのは外科手技そのものが成り立たないとのメッセージとしたつもりである」

和氣理事「今これはこれで出し、次の活動として業務上過失をどこまで問えるのかという話である」

武谷理事長「刑事事件としての業務上過失致死が正当か不当かという議論にはなっていると思う。裁判上のストラテジーがあるので、弁護士の考え方等を考慮したい」

吉村理事「最後の 3 行はやめた方が宜しい。何故ならば、これは法律で決まっているわけで、これについて疑義を申し立てるのは裁判でやるしかない。どういった症例で異状死の届出をするのかを答えられる人が誰もいない状況で 21 条が決まっているわけである。これは裁判で争うしかない」

佐藤監事「医師法 21 条を別個に捉えられるようなことになると、業務上過失致死は勘弁するが、21 条は勘弁ならぬとなるのではないかと危惧する」

武谷理事長「医会にその辺の事情を充分説明し、医会が乗れない場合は単独で出すことにもなりかねない。多少医会とは温度差がある」

岡村理事「業務上過失致死にフォーカスを当てるのであれば、これは必要ない」

武谷理事長「本会の意見を医会に返してみる。1, 2 回目は連名だが、3 回目は単独となると対外的には憶測を呼ぶ可能性はある。これを外して医会が乗ってくれることを求めるが、状況によっては単独で出すこととしても宜しいか」

嘉村理事「両会の連名で出した方が宜しい」

丸尾理事「この事件は業務上過失致死と 21 条が問われているので、本会としては当然確定している学術的な背景を基に業務上過失致死を問うのはおかしいということに論点を集中するのは当然である。医会の了解が得られない場合、21 条も問われているので、最後の 3 行を入れて、両会連名で出すことを基本としたい。今後も情報開示に応じて両会が歩調を合わせて対応しなければならない。3 行を除くべきとの意見が強く出たことを医会に伝えた上で、最終的には理事長に決定して頂くこととしたい。基本は両会連名で出すことである」

稲葉理事「賛成である。理事長と会長に一任する」

松岡副議長「両会連名で出すことに意義がある」

矢野幹事長「最後から 2 段落目の『その正当性よりもその結果の重大性に基づいて刑事責任が問われることになるのであれば』については、『医師の裁量に基づいた行為よりもその結果の重大性に基づいて刑事責任が問われることになるのであれば』と修正したら如何か」

岡井理事「民事等を裁判で争うとき、医療側は医師の裁量に話を持っていくが、向こうは逆にそのやり方をよく知っているので、寧ろ取ってしまう方が宜しいのではないか」

協議の結果、文言を『その結果の重大性のみに基づいて刑事責任が問われることになるのであれば』に修正することとした。

星理事「全国医学部長病院長会議でも声明を出したいとのことである。特に外科系の病院長、学部長は医師の養成、教育を行っている機関の長として非常に憂慮しているので声明を出したいとのことである。但し、一部の内科系の教授から、この事件は医療事故報告書が発端でそれに基づいて警察が動いているが、産科婦人科学会は医療事故報告書に対して評価や反論をしているのか、問題点を指摘しているのかを問われている。1 週間後に全国医学部長病院長会議が東京で開催されるので、その際学会の動きについて聞かれると思うが、どのように回答したらよいか」

武谷理事長「医療事故対策委員会の委員長は声明をだすのにアゲインストの理由として、調査報告書では専門集団が問題ありと云っていて、素人集団があれば不当であると云う訳にはいかない、学会として公的に調査報告書に反論しないと周辺の者は動けないと云っている。正論ではある」

佐藤監事「再三再四申し上げているが、賠償をするため、県からは条件として旨くいかなかった点の指摘及び再発防止の観点で調査報告書を書いて欲しいとのことであった。1 つの方法は学会がこの事件を検証して新しく調査書を作成することである。もう 1 つは事故調査委員会の委員 3 名で調査書を作り直す方法もある。学会、医会で改めて調査書を作って頂くのが一番いいのかなと思う」

武谷理事長「調査委員会よりも詳細な情報を入手して両会で調査委員会を再度立ち上げるのはなかなか難しい」

佐藤監事「委員 3 名も調書なくして、報告書を作成した。」

武谷理事長「そういう事情をよく説明して頂いて、その上での報告書であると明記して頂くのが一番望ましいが、それがなかなか出来ないのではないか。そうすると専門集団の中で意見がスプリットしてしまう醜態を曝け出してしまっただけになる」

吉川理事「事故調査委員会が県か病院に対して自分たちの趣旨と違う判断をしていると抗議するか、あるいは本会が調査報告書は間違いであると云うか、そのどちらかでない筋が通らない。事故調査委員会が条件付けさせられているならばその条件も公開すべきである」

武谷理事長「この件に関して学会から当事者に伝えるわけにはいかない」

岡村理事「本件は刑事事件で訴えられていることを問題にしている。その1つが手術のやり方、胎盤をクーパーで剥がしたとか、途中でそれを止めて hysterectomy に行かなくてはならないとか、そのような論点だと思うが、多分報告書ではそれに関していけないとかは書いていない。民事に関しては仕方ないと思うが、刑事で訴えられたことが非常に大きな問題となっているので、それを云うことは出来ると思う。報告書でこれは間違いと云っていることと、それと違う問題で訴えられているということは云えると思う」

和氣理事「報告書ではかなり具体的に色々な行為を評価している。それを基にして争点が形成されている。県がそのように指導したとすれば、そこに阿吽の呼吸でもっていくしかない」

武谷理事長「学会が報告書に関して発言するとやはりこれは問題の多い症例で、そう単純ではないとの印象を与えるだけである。それには触れずにこのまま我々の持論を展開するという判断の方がよいかと思う」

星理事「その通りと思うが、学会はどういう考えなのかを聞かれたときにどう答えるかということである」

和氣理事「全国医学部長病院長会議に声明を出してもらうためには、ある程度報告書に言及せざるを得ない」

岡井理事「そうであればここで議論されたことを話せば宜しいのではないか」

武谷理事長より「本会からこの『考え』が出れば、実質的には反論していることになる。調査報告書はけしからんというよりも、この『考え』を出すことによってご理解下さいという方が宜しいかと思う。学会としては出来るだけ一枚岩で行きたいと思うので、敢えて調査委員会の報告書に触れない方が良いとの判断であると、そういうことで宜しいか」との見解が示された。

以上協議の結果、两会連名で『考え』を出すことを原則とし、最後の段落の文言については武谷理事長に一任することを、承認した。

(4) 島根県澄田信義知事が本常務理事会において、同県における産婦人科医不足の窮状を訴える予定である。(本日4:00を予定) [資料:庶務2]

島根県澄田知事一行が入室し、澄田知事より武谷理事長に要望書を手交した。

澄田知事「貴学会におかれては平素から産婦人科医療について格別の指導と協力を頂き深く感謝申し上げます。今日は常務理事会開催中にも関わらず議事を中断して我々の要望を受けて頂き厚く御礼申し上げます。さて、離島や中山間地域における医療の確保は我々にとり最重要の課題であり、また、全国的に地域医療に従事する医師が不足している状況である。過酷な勤務条件のために、特に産婦人科、小児科等の特定の診療科で医師が不足しているという状況である。離島である隠岐の島を抱えているが、この4月から産婦人科医が不在となった。そこで子供が産めなくなり、止むを得ず本土で出産する事態となっている。県としても隠岐の島町に協力して産婦人科の常勤医の確保に一生懸命努めているところである。しかし、離島での1人医長体制では医師に過重な負担がかかり、安全な医療を安定的に提供するためには中核病院からの支援が必要であると考えている。県としては奨学金制度の充実や、赤ひげバンクという制度などをつくり医師の確保に努めている。本県独自の取り組みでは限界があり、国に対して全国知事会や県議会議長会を通じて抜本的対策を要望しているところである。貴学会におかれては産婦人科医療提供体制検討委員会を設置し先駆的に産婦人科医師不足に対する取り組みを始めたと聞いている。については集約化が困難な離島や中山間地域等の状況を充分理解頂き地域医療を担う産婦人科医が1人でも多くなるような仕組みを提案頂けたらと思う。何分にも宜しくお願いしたい」

和氣理事「医療に対して最近経済効率が強く求められるようになった。特に離島とか僻地医療を考えた場合、経済効率をある程度無視して医療を支えていくとの明確な姿勢が先に出ないと医師が集まらない。隔離された環境で医療を行うので、教育システムや様々な環境を整備するとの問題をクリアすることが地方自治体として要求されることと思うが、その点について伺いたい」

澄田知事「本県は産婦人科が一番逼迫している。同じ県内でも松江市や出雲市とか人口の多い地帯に医師が集中する傾向がある。中山間地域や離島に住む人にとっても医療を受けることは非常に大切である。少子化対策を進めているが、是非とも少子化問題を解決していく場合でも、また日本全体が人口減

少の社会に入りつつあるが、そうした定住対策を進める上でも医療の確保が一番大きな課題である。中山間地域や離島において経済効率性だけでは律しきれない大変な課題が今生じつつある。国全体の意識改革を図らなくてはならないし、地方自治体としても考えなくてはいけない。国も是非考えてもらうようお願いしたいと思っている」

和氣理事「特に隠岐の島の件に関して申すと、まず母子の安全を確保し、医師の安全を確保するためには、患者の数ではなくて、ある程度の医療環境が絶対的に必要となる。そこには経済効率が入ってこない状態であり、そのことを地方自治体としてどの程度サポートするかとの問題がある。大都市でも集約化をしなければクオリティーを保てないとの大きな問題がある」

宇田川理事「数日前に隠岐の島に1人産婦人科医が来るとの新聞記事を読んだが、それはお産はやらず婦人科の診療だけやるのかということが1つと、病院には小児科や、ハイリスクの分娩や手術のときに関連科として必要な外科や内科の体制がどれだけ揃っているのかという2点について伺いたい。愛知県でもそうであったが、後者の点については大きな問題となる」

澄田知事「隠岐病院は産婦人科に医師がいない状態であるが、出雲市にある県立中央病院から派遣をして週に何回か駐在している。診療行為は出来るが、分娩は出来ないという状況である」

島根県医療対策課木村医師確保対策室長「隠岐の島には4島有人離島があるが、約24,000人の人口がある。隠岐の島町にある隠岐病院は精神科も併せ150床、隠岐広域連合立の病院で隠岐の4町村と県が入っている。県も参画し財政を負担している病院である。内科の常勤医6名、外科は3月に1名辞めたため現在1名体制だが非常勤をつけている、小児科も常勤医がいる。整形外科2名、泌尿器科もいるのでサポート体制がついている。総常勤医数は16名である。麻酔は外科、整形外科、泌尿器科で協力体制を組んでいる。緊急時には防災ヘリを使って輸送している。今後医師を運ぶことも考えようとしている」

ここで澄田知事が退席した。

松岡副議長「厚労省から県に地域医療協議会等で集約化の具体案を作成するよう通達されていると思うが、県として地域医療協議会の中で特に周産期医療体制の整備、集約化に対して具体的に委員会を立ち上げて検討されているのか、あるいは具体的な案をお持ちなのかを伺いたい」

島根県健康福祉部福田医療統括官「県内に10余りの自治体公的病院があるが、産婦人科の常勤医が1人しかいない病院がかなりある。先般学会の緊急提言の中で中核となる公的病院は常勤医を最低3名置くようにとの提言があることも承知している。県としても厚労省から指導があったように産婦人科医の集約化の必要性は充分認識している。隠岐の島の他中国山地沿いの山間僻地を多数抱えており、そのような離島、山間僻地での分娩や産婦人科医療をどうするかを考えながら集約化を進めなければいけない。今後両方を睨みながら検討していきたいと思っている。具体的に既存の協議会を利用するか、新しく立ち上げるかは未だ決まっていないが、周産期医療の協議会は既にあるので全県レベル、各医療圏レベルでのそういった場を通じて少しずつ具体的な意見を纏めていきたいと思っている。具体的な議論はこれからである」

以上で質疑応答を終了した。

(5)安定的な学会業務の遂行及びシステム最適化を図り情報システムを整備することを目的としてシステムの再構築を複数年計画で行う。第1期目の今年度は事務局システムの見直しを行ないたい。ついては京葉コンピューターサービス㈱に委託することと致したい。〔資料：庶務4〕

荒木事務局長より「会員データシステムやホームページ等本会のシステムに関しては、8年半程前よりA社にその基本設計及びメンテナンスを委託している。昨年度運営委員会、理事会にても報告したが、今後システムを発展的に展開するにはA社の能力不足が懸念される。4月以降A社の担当者とは連絡が取れない状況であり、不安が現実化している。本年度の予算として会員データシステムインフラ整備事業費として6,500千円が認められており、についてはシステムの再構築を整形外科学会等他学会に実績のあるB社に委託したいと考えている。同社とはC社が会員カードを本会に提案して以来情報交換を行っており、本会の会員データ管理の実情を承知している」との提案があった。

丸尾理事「第59回学術集会のホームページについてもデータを渡すので、当該業者に作成・管理を依頼して頂きたい。事務局機能強化は事務局職員が担当しなくてはいけないのではなく、如何に安く腕の良い業者とタイアップして図って行くかでも良い。事務局がWebsiteを作るよりも、専門業者に任せ写真等も入れた方が時代に合っていると思うので、この点を是非検討して欲しい」

武谷理事長「本来は医会とも仕事の分担あるいは一本化するとか、また学会の固定化に伴いコンベンション会社と連携を密にするとか、そのような点からもシステムを考えていかななくてはいけない。医会

とはどうなっているか」

荒木事務局長「本件に関しては医会とは連絡はとっていない」

武谷理事長「近未来のことを考えれば出来れば一本化した方が宜しいのではないかと思う」

岡村理事「データベースを作るのに同じようなことを同時にやっても意味がない。効率を考えれば医会との連結を検討してもよいのではないかと思う」

松岡副議長「医会の理事会でそのようなことを促進して欲しいと要望はしたが、学会との話し合いはされていないと思う」

荒木事務局長「業者とは未だ契約を締結していないので、今日出た意見は業者に伝えたい」

丸尾理事「現在委託している業者と連絡が取れない状況であれば、極めて早急に対応して頂きたい」

嘉村理事「見積りにメンテナンス料は含まれているのか」

荒木事務局長「メンテナンス料は含まれていない」

嘉村理事「サーバの更新も必要となるので、費用はこれでは済まないのではないか」

武谷理事長「医会とも相談し早急に決定することで宜しいか」

荒木事務局長「会員データシステムに支障が生じると運営出来なくなる可能性もある。その後の展開については統一化に向けてその業者に検討させる方向性で如何か。医会の検討結果を待つと時間がかかるものと思う」

和氣理事「見積りのみで契約内容が分からないで資料として出されても審議のmatterではないと思う。審議をするのであれば契約内容や実際どのように機能するのか、本会だけの問題ではないので医会とどのようにアクセスできるのかその辺りの資料を揃えて提出すべきだと思う」

武谷理事長より「諸事情を勘案すれば早急に契約を締結しなければ事務機能が麻痺するとのことでもあるので、本件については庶務と事務局長とで相談しつつ先生方の意見を踏まえて検討することで宜しいか」との提案があり、承認した。

(6) システム全般および会計補助の担当者として鹿児島^{かごしまりか}鳴里香職員を契約社員として採用し、5月8日に着任した。本年12月末まで有期雇用契約とし、双方合意すれば正社員採用とする予定である。

(7) 5月9日付日経新聞「不妊治療の助成上限 年20万円に倍増」との記事について [資料: 庶務5]

〔Ⅱ. 官庁関係〕

(1) 厚生労働省

特になし

(2) 文部科学省

特になし

〔Ⅲ. 関連団体〕

(1) 日本産婦人科医会

5月1日付読売新聞「助産師6700人不足、産科施設75%定員割れ」との医会「助産師充足状況緊急実態調査」に関わる報道について [資料: 庶務3]

(2) 日本医師会

日本医師会より母体保護法等に関する検討委員会（仮称）を設置することに伴い、本会より1名の委員を推薦して欲しいとの依頼があった（5月11日）。（期限: 5月25日） [資料: 庶務6]

武谷理事長「日本医師会の常任理事に産婦人科関係より木下勝之先生と今村定臣先生の2名が就任した。常任理事数は10名であり、産婦人科が2割を占めることとなるが、医師会として産婦人科医療は重要な領域であるとの認識であると思う。母体保護法は学会の専門医との整合性や申請資格等色々な問題を抱えている。医会に推薦依頼は来ているか」

松岡副議長「特に聞いていない。ご高承の通り母体保護法に基づく資格の認定は、任意の団体である都道府県医師会の会長が任命権者である。従って指定基準は日本医師会が作成する。現在法律的には減数手術は出来ないが、その重要な問題と、女性の権利に配慮した条文、特に手術の同意を12週未満は本人だけの同意だけで足りるとする点を盛り込んだ改正法案を既に厚労省に医会案として提出している。それが眠ったままになっている。その辺りが今回の検討委員会で検討の項目になると思う」

佐藤監事「母体保護法では中絶の仕方まで規定している。条文の中身が問題でありそれを削除すれば問題は解決する。古くなったところを改正する方向であればよい」

武谷理事長より「既に吉村先生がメンバーになっておられるので、留任して頂きたいが宜しいか」との意見が示され、吉村理事が受諾されたので、本会より吉村理事を委員として推薦することを、承認した。

(3) 日本医学会

特になし

(4) 日本学術振興会

特になし

〔IV. その他〕

(1) 第26回医療情報学連合大会より「第26回医療情報学連合大会(第7回日本医療情報学会学術大会)」(開催日:11月1日-3日、会場:札幌市札幌コンベンションセンター)の共催若しくは協賛の依頼書を受領した(2月6日)。

経済的負担がなく、協賛を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

(2) 日本筋ジストロフィー協会より「第43回全国大会」開催(開催日:5月21日(日)、会場:戸山サンライズ)の案内を受領した(4月27日)。本会より阪埜幹事が出席する予定である。

(3) 公明党の福島衆議院議員より「医療安全等検討小委員会のご出席のお願い」との書信を受領した(5月9日)。当該小委員会は5月16日(火)10:00~11:00に衆議院第2議員会館にて開催され、本会より岡井理事と澤幹事が出席する予定である。〔資料:庶務7〕

(4) 第17回「健やか親子21推進協議会・課題2」の幹事会が5月12日に開催され、本会より齊藤英和先生と吉田幸洋先生が出席する予定である。〔資料:庶務8〕

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 地方部会宛通知

①各地方部会宛に、1. 平成18年度会費、2. 過年度会費滞納者への機関誌発送停止と滞納会費納入依頼、3. 会費の送金方法、4. 入退会の取扱い、5. 住所移動などの連絡、6. 物故会員への弔電、などについて通知した。

②該当地方部会宛に、除名の取扱いならびに除名手続の対象となる2年以上会費滞納会員に対し会費納入の意思確認を依頼する文書を送付した。なお、事務局からも直接会費滞納会員に対し未納の場合除名となる旨の文書を送付する予定である。

(2) 決算監査と会計理事会の開催

6月16日に平成17年度の決算監査を行い、併せて会計担当理事会を開催する予定である。

3) 学 術 (和氣徳夫理事)

(1) 会議開催

①第6回一般演題応募処理システム検討小委員会を4月21日に開催した。

②学術講演会評価委員会を6月7日に開催し、第58回学術講演会の事後評価を行う。

(2) 第58回総会ならびに学術講演会について

第58回学術講演会は平成18年4月22日~25日パシフィコ横浜で開催された。参加者総数は4,529名(会員4,257名、会員外200名、IS参加外国人72名)であった。

(3) 第 58 回学術講演会事後評価アンケートの実施について

本年度より学術講演会の企画、運営に会員の意見を反映させるため WEB 上でアンケート調査を行っている。また、役員、学術委員、代議員には別途アンケート調査をお願いした。

(4) **和氣理事**より「鳥取大学寺川教授に子宮内膜症の癌化に関する研究計画書の提出を依頼している。それを学術で審議した後に承諾する方向で受けた。予算的には厳しい状況であることを伝えている」との報告があった。

岡村理事「新しいプロジェクトなのか。それとも生殖・内分泌の中でやるのか」

和氣理事「本年度から早急に開始したい。日本人特有の現象として子宮内膜症の 20%が癌化している。緊急性を要する研究テーマであるということで理事会の承認を得た案件である。従って今後新しく進める研究となる」

丸尾理事「寺川教授より第 59 回学術講演会のときに代議員総会を行っている時間帯を使ってスポンサー・シンポジウムを認めてくれないかとの申し出があった。学術集会長として基本的には難しいと考えるが如何か」

和氣理事「それで結構である。学術集会長の責任に於いて会は運営されるので、学術としてもそれを支持する」

丸尾理事「スポンサー・シンポジウムをどんどん取り上げるべきだとの声が常務理事会のなかであるならば、学術集会長としてスタンスを変えることも検討したい」

和氣理事「学会の収入に繋がっていくのであれば、将来あってもよいことかとも思う」

武谷理事長「それはある程度学術集会長のフリーハンドで進めて頂いて宜しいかと思う」

4) 編集 (岡井 崇理事)

(1) 会議開催

①編集会議・JOGR 編集会議を 5 月 12 日に開催した。

(2) **岡井理事**より「JOGR は電子投稿になってから投稿が増えている。2 月以降 140 件来ている。論文の査読、採択の決定、編集して載せる作業が益々大変となるが、電子編集の機能を最大限に活かしてスムーズに作業する体制を整えつつある。和文誌の内容を充実させるために、特集を載せて行くことを決定した。その分多少は経費が増えるかもしれないが、多少の経費増で会員に喜んで頂けるならばということ考えている」との報告があった。

5) 渉外 (丸尾 猛理事)

[FIGO 関係]

(1) FIGO President & Chair-FIGO Nominating Committee Dr. Acosta より、a) Officers of FIGO, b) Member Societies to be represented on the FIGO Executive Board, c) Chair of the Scientific Programme Committee についての Nominating Committee を 2006 年 11 月に開催し、FIGO World Congress (Kuala Lumpur)開催直前に Executive Board に報告する予定である。各国から受領した nomination を FIGO 会期中の 11 月 9 日の General Assembly 前半で発表し、後半で投票を行ないたい。上記に該当する推薦状は所定の様式に記入して 2006 年 7 月 3 日までに送って頂きたい旨の書面を受領した(4 月 18 日付)。

丸尾理事より「基本的には ACOG の Dr. Hale と協議しながら nomination を検討したい」との見解が示され、了承した。

(2) FIGO Personal Assistant to the Administrative Director Dr. Szatybelko より、現在 FIGO Committee on Gynecologic Oncology で行なっている revised gestational trophoblastic neoplasia staging/classification 2000 に関するアンケート用紙を本会会員に配布し、2006 年 5 月 15 日までに Prof. Ngan 宛に送って頂きたい旨の書面を受領した (4 月 25 日付)。

[AFOG 関係]

(1) AFOG Secretary-General の Dr. Sumpaico より、Shan S. Ratnam-Young Gynaecologist Award, AOCOG 2007 (Tokyo)の候補者を推薦頂きたい旨の書面を受領した。締切期限は2007年2月28日まで(4月10日付)。

(2) AFOG Secretary-General の Dr. Sumpaico より、7th Chien-Tien Hsu Memorial Lecture, XX AOCOG 2007 (Tokyo)の候補演者がいれば、履歴書と推薦理由を添えて推薦頂きたい旨の書面を受領した。締切期限は2006年6月30日まで(3月28日付)。

(3) AFOG Secretary-General の Dr. Sumpaico より、Fellowship of the Asia-Oceania Federation の候補者がいれば、履歴書と推薦理由を添えて推薦頂きたい旨の書面を受領した。締切期限は2006年6月30日まで(3月28日付)。

[ACOG 関係]

(1) 4月25日午後2時より、ACOG から Executive Vice President Dr. Hale と President (2005-2006) Dr. Mennuti, JSOG から武谷理事長、田中第58回学術集会長、丸尾第59回学術集会長、岡村第60回学術集会長、嘉村第61回学術集会長、藤井監事、落合理事、和氣理事、久具幹事、阪埜幹事の出席を得て、両 Society の今後の交流につき討議した。若手医師の exchange program に関しては両会で毎年10名の派遣と受け入れを行なうが、その参加者リストを10月中には確定して相手方に通知することを確認した。Executive member の交流に関してはJSOG からは理事長、前会長、渉外担当理事の3名、ACOG からは Executive Vice President (Dr. Hale), President と President Elect または Immediate Past President の3名を原則とすることを確認した。なお、JSOG からは10名の若手医師に加えて、その supervisor として幹事2名が同行することも確認した。

岡村理事「若手医師派遣の資金について現状どうなっているのか確認したい」

丸尾理事「来年度からスポンサー企業を5社程度に増やすと聞いている」

矢野幹事長「確定はしていないが、努力していく」

武谷理事長「当面は事業を継続するが、5年10年先については色々な考えが出てくるであろう。当面はその位のタイムレンジで予定を立てていく」

[その他]

(1) The Asia Pacific Endometriosis Alliance (APEA) の Secretary Dr. Evans より武谷理事長宛に、2006年8月に第1回目のAPEAセミナーをシドニー (Australia) にて開催することになったが、APEA に興味を持っている Endometriosis に関する本邦の専門家を紹介して頂ければ有り難いとの旨の書面を受領した(4月26日付)。

6) 社 保 (嘉村敏治理事)

(1) 会議開催

特になし

(2) hMG の実態調査のためのワーキンググループより製薬各社に送付する調査用紙について

[資料：社保1]

嘉村理事より「hMG の実態調査のため依頼状と調査用紙を製薬6社に送付した。5月末を回答期限としているので、集計結果につき次回常務理事会で報告する」との報告があった。

7) 専門医制度 (宇田川康博理事)

(1) 会議開催

第1回中央専門医制度委員会を5月27日に開催する予定である。

(2) 第58回学術講演会生涯研修出席証明シール配付数(括弧内は第57回学術講演会)

1日目：1,944枚(1,703枚)、2日目以降：3,173枚(2,735枚)、合計5,117枚(4,438枚)

(3) 専門医認定二次審査
面接試験担当者及び試験実行委員に面接試験担当の依頼状を送付した(4月5日)。

(4) 4月27日付中日新聞「相次ぐ診療機能低下 深刻化地方の勤務医不足」との記事について
[資料：専門医制度 1]

宇田川理事より「東海地方は三重、岐阜に次いで4大学ある愛知県も勤務医不足が深刻化している。藤田保健衛生大学も東三河の中核病院である新城市民病院から撤退したが、単に産婦人科医の不足ということだけではなく、色々な診療科と連動して事態が進行してしまう状況にある。新城市民病院の場合、小児科が入院をとらなくなったり、内科医、外科医が極端に減ってきて、ハイリスク分娩、リスクを伴う手術が出来なくなった。今までは麻酔は外科医がかけていたが、派遣元の大学に戻ってしまったので、麻酔もかけられなくなった。連鎖反応が起きて医療環境が連動して悪化し撤退せざるを得なかったのが実情である。今後産婦人科医の不足のみならず、医療環境の悪化による勤務医の病院離れが大きな問題となる。愛知県も県の行政レベルが漸く動き出し、集約化の委員会を立ち上げて協議したいとのことで、本職もその委員になった」との報告があった。

8) 倫理委員会 (吉村泰典委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録 (平成18年3月31日)

- ①ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：58 研究
- ②体外受精・胚移植、およびGIFTの臨床実施に関する登録：659 施設
- ③ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：561 施設
- ④顕微授精の臨床実施に関する登録：396 施設
- ⑤非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：22 施設

(2) 会議開催

- ①第1回登録・調査小委員会を5月16日に開催する予定である。
- ②第3回慶應義塾大学からの着床前診断に関する審査小委員会(第7例目)を5月10日に開催した。

(3) 委員委嘱について

名古屋市立大学ならびにセントマザー産婦人科医院からの着床前診断に関する臨床研究認可申請に関する審査小委員会委員候補者宛、就任依頼状を出状した(4月27日)。

(4) 5月8日付毎日新聞「事実婚カップル体外受精を容認」との記事について [資料：倫理 2]

9) 教育 (星 和彦理事)

(1) 会議開催

- ①平成18年度専門医認定二次審査筆記試験問題選定会議を以下の日程で開催する。
 - ・第1回選定会議：5月9日
 - ・第2回選定会議：5月26日
 - ・第3回選定会議：6月16日

II. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 学会のあり方検討委員会 (吉川裕之委員長)

(1) 会議開催

- ①第1回学会のあり方検討委員会を5月12日(17:30～)に開催する。
- ②第1回産婦人科診療ガイドライン作成委員会を5月17日に開催する予定である。

(2) 4月24日拡大産婦人科医療提供体制検討委員会をパシフィコ横浜にて開催し、250名の参加者を得て、活発な議論が展開された。また、配布した資料を一般向けホームページに公開し、今回の中間報告

書及び緊急提言を含む産婦人科医療提供体制に関する諸問題につき会員ならびに一般の方からの意見や提案を募集している。

(3) 都道府県知事に対して「自治医科大学卒業医における産婦人科専攻者及びそれを志望する医師の研修に関するお願い」を行う件について [資料：学会のあり方 1]

海野産婦人科医療提供体制検討委員会委員長より「先般の拡大産婦人科医療提供体制検討委員会で、自治医大の産婦人科を志望している医師あるいは専攻している医師の研修期間中の各県における勤務先に関して、自治医大の卒業生は僻地での診療を行うのが第一の任務であるが、今の診療科の偏在という状況を考慮して地域産婦人科診療に従事することを配慮して頂けないか、各県でそのような希望がある、との意見が議論の中で出てきた。これに関してどのような形で学会が意見を述べたらいいのか、自治医大の松原教授と相談して纏めた上で理事長にお願いするとの結論に至った。松原教授が自治医大高久学長とご相談頂いた上で、文案を作成した。内容的には若干曖昧ではあるが、各都道府県の担当者は非常に困った状況にあるので、人事異動を行う上でこれでも充分現場では有効であるというのが自治医大の意見である」との説明があった。

武谷理事長「この書面は自治医大側も承知しているとの理解で宜しいか」

海野委員長「その通りである。松原教授が文案を最初に作成している」

武谷理事長「自治医大の卒業生のなかには自分たちとしては出来るだけ産婦人科医療に従事したいが叶わないので忸怩たるものがあるので、本会がサポートすれば彼らも主張し易い。そのような意見が何人からか出てきているので我々が後押ししようということである」

以上協議の結果、書面を各都道府県知事宛に送付することを、承認した。

(4) 産婦人科診療ガイドライン作成委員会委員に対し学会理事長・医会会長連名にて4月26日付で委嘱状を発送した。

(5) 本会の会員専用ホームページに公立病院・公的病院の産婦人科医師公募情報を掲載すること(JSOG-JOBNET 事業)について [資料：学会のあり方 2]

海野委員長より「以前の常務理事会で本会の定款との関係や、本会の事業としてやって宜しいのか制度上の検討が指摘された。それを含めて起案に書かせていただいた。実際には手数料を取らず、情報を提供し、1ヶ月ごとに情報の更新を行うことを事務的に処理したい」との説明があった。

武谷理事長「産婦人科医師不足に対して本会として何が出来るのか、そのアイデアの1つではある。本会は一切責任を負わない、調書は自己申告であるということになる。どの病院を対象とするか、病院サイドの要求等幾つかの条件はあるかと思うが、早急に委員会で結論を出したい」

吉川理事「この方向で準備を開始することを承認頂きたい」

海野委員長「担当の常務理事を決めて頂き、その指示の基に動く必要がある」

岡村理事「この事業を実施する方針なのか、それとも実施するかどうかを検討するのか」

吉川理事「システムを含めて最終的に承認を受けるわけなので、ルールの基にはそこでだめということもありうる。少なくとも具体性がないと議論が出来ない」

武谷理事長「実際に各地域を纏めている大学病院とのあり方、県に1つしかないそういうところもあるが、秋田とか山梨でこういうのが出た場合県の医療が本当によくなるのか、その辺りも検討しなければいけない」

嘉村理事「スリーパーの発掘の問題か」

武谷理事長「確かに働いていない人を復職させるという面もある。そういうことを含めて問題点を検討してもらうことで本職としては検討に値すると判断する」

田中理事「厚労省主導で医師の偏在解消プログラムを全国の大学に募っている。産婦人科、小児科、麻酔科、救急の4科に特化したプログラムである。全国の大学からそれを収集できれば参考になる」

和氣理事「原則的に事業を進めることに賛成である。再トレーニングのシステムや女性が復職する際のトレーニングシステムを病院の要件に入れて頂きたい。連携協力病院の性格付けも明確化して頂きたい」

武谷理事長「多少地域によって必要性が異なると思う。その辺を含めて検討したい」

吉川理事「委員会を立ち上げたい。委員会が出来るということは本来やるべき事が今までの定常業務以外に如何に沢山あるかを示している。今日陳情に来られた方に対し、学会が動いている証である。これが余り有効とは思わないが、窓口を開けるということの意味は大きい」

岡村理事「有効でないものは止めたい」

海野委員長「これは有効である。今本会がやろうとしていることは病院から人を抜いて集めることだけだと世間では思っている。いない病院に対してどうするか、地域医療に対しどういう対応をとるのかを少なくとも考えていることは示さなくてはいけない」

吉川理事「大きな弊害をもたらすものではない。姿勢として社会責任として示す必要はある」

岡村理事「議論は必要と思うが、地域によってはドクターバンクを作っているところもある。そういうところとの絡みもある」

武谷理事長「現実的には地域で対応することになるのではないか」

海野委員長「地域で解決できない問題となっているので、全国版の情報の交流の場が必要とされていると思う。この地域でこの給与では人は集まらないが、こちらの地域では集まる、それは何故なのか、といったことが現場の人間に分かるかどうか、自分がこの病院で働いているのがいいのかどうかに関しても考える機会が出てくるということである」

吉川理事「内容は宜しいと思うが、ジャミックジャーナルのようにならないよう気をつけて頂きたい」

武谷理事長「あり方検討委員会で委員の人選をして宜しいか」

岡村理事「これはまともに動くとも医局制度を根底から覆すことに繋がる。単にリクルートだけの問題ではなく、大学から病院に派遣する医師がこれを見て大学とは関係なく自分の就職先を見つけることである。かなり問題を孕んでいるので、庶務でやらざるを得ないのではないか」

佐藤監事「色々な問題が出てきたので、それを検討した後具体的にどうするかを考えればよい」

和氣理事「例えば病院の要件とかもう少し具体策を今の委員会で考えれば宜しいのではないか」

海野委員長「病院の要件は自治体立病院と公的病院を対象とする。本会は公募情報を載せるだけであり、こちらが都合の良い病院の情報を載せるものではない」

武谷理事長「広告を出す病院に合わせることはしない。本会として人を有効に使う役目と、クオリティを保証する、医療全体を良くするかどうか色々な面から検討しなければいけない」

海野委員長「国全体の医療提供体制と地域医療との関係でこの事業やってみたらどうかという考え方である」

吉川理事「基本的には地方の人手不足の病院を救う方向での発想である」

丸尾理事「要件として6大都市を外すとかのメッセージを出せば、何が目的でこの事業を行うのかがわかる」

武谷理事長より「色々な問題点を洗い出して、いい面悪い面を検討する。海野委員長と相談して考えたい」との見解が示され、了承した。

(6) 産婦人科医療体制に関わる各社報道について [資料：学会のあり方 3]

(7) **吉川理事**より「プロモーションビデオの件について広報を中心に教育とあり方検討委員会が協力することになっているが、委員長は外部から探すこととし、委員は広報、教育、あり方から選出して早急に委員会を立ち上げたい。女性の活動支援の委員会に関しては本日のあり方検討委員会で議論し、次回常務理事会に提案したい」との報告があった。

2) 広報委員会 (稲葉憲之委員長)

(1) パスワード登録状況 (4月30日現在) [資料：広報 1]

在籍会員 15,467名

登録済会員 7,677名 登録率 49.6%

稲葉理事より「兵庫、神奈川、愛知、埼玉、千葉あたりで各10名程登録を増やして頂ければ登録率は50%を超えることになるので、宜しく願いしたい」との発言があった。

(2) 会議開催

①第1回広報委員会を6月5日に開催する予定である。

3) AOCOG2007 組織委員会 (武谷雄二委員長)

(1) 会議開催

①6月24日第2回理事会終了後、行事・接遇・旅行・宿泊小委員会を開催する予定である。

4) 生殖医療評価機構検討委員会（田中俊誠委員長）

特になし

5) 女性の健康週間委員会（石塚文平委員長）

石塚理事より今年度の女性の健康週間運動に関し「5月17日に朝日エルと今年度の方向性を協議する予定である。ポイントとしては、①スポンサーが固まりある程度事業資金を確保出来ることが分かったので、その範囲内で産婦人科の現状を訴えること、②産婦人科医のリクルートを目的に、学生や研修医を対象としたイベントの開催、③各地方部会に浸透させること、の3点である」との報告があった。

また、石塚理事より5月15日に猪口少子化担当大臣と武谷理事長との懇談会を実施することが、報告された。

武谷理事長「本会と大臣が連携して何が出来るかとの観点からご意見があるか。本職としては少子化対策に力を入れながら出産も安全に出来なくなるのはとんでもない事態であると申し上げるつもりである」

岡井理事「周産期医療に予算をつけて頂きたいと申し入れて欲しい」

武谷理事長「今後のポリシーメイキングに反映させたいとの趣旨で、公明党から医療安全等検討小委員会に出席して欲しいとの依頼があり、岡井理事と澤幹事に出席して頂く。本会は従来政治とは疎遠であったが、小児科学会は効果的に動いていた」

佐藤監事「働く女性が職場に復帰しようとする際、子供を保育所に預けると費用が掛かることが、子供を作らない要因として大きい。育児に対する補助金制度を大臣に進言して頂きたい。分娩料に関しては、出生率が上がってから分娩料を上げる方向で考えて欲しい」

丸尾理事「分娩に対する安全神話が確立しているが、それは周産期医療に携わる産婦人科医の物凄い努力の結果現在に至っている訳である。それでも年間50~60人の母体死亡がある。しかしその頻度が余りにも低いため、そういうケースに当たった場合には医療ミスがあったのではないかとの捉え方をされる。その裏腹のところを大臣にも確認して頂きたい」

吉川理事「日本は結婚年齢がかなり遅くなっている。平均27.4歳とかであり、従って分娩も高齢化しリスクも高まっている。若い産婦人科医のみならず世間一般的に若い人の労働条件や待遇が悪化し、結婚することが中々出来ない状況となっている。こういった社会の仕組みが産婦人科にも影響してきているのではないか。若い人の労働を喚起するような発言もあってよいと思う」

武谷理事長「教育研修期間が長くなれば自立する時期が遅れるということである」

岡村理事「厚生労働大臣と話す機会も持って頂きたい。大臣は産婦人科のことに理解を示し始めたと聞いているので良いチャンスと思う」

和氣理事「女性の職場復帰支援が少子化対策の一番重要なポイントであるとアピールして頂きたい」

松岡副議長「2点ある。1点目は職場復帰や育児にかかる費用の負担の問題等産み育てることに対する経済的な不安があること。2点目は産婦人科医師の不足から安心して産めるところがないのではないかとの不安があること。後者は我々が直接関わる問題で、産婦人科を志望する医師が減った結果として、多くの医療施設から引き上げざるを得ないという環境がある。この2点を行政は考えて欲しい」

武谷理事長「先生方の意見を考慮した上で、学会として事情を説明し、お願いするものはお願いすることと致したい」

以上